

令和2年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業
「障害児相談支援における基礎的知識の可視化のための研究」
協力研究報告書

セルフプランの現状と課題

研究協力者	藤尾 未由希	(帝京大学文学部)
研究分担者	稲田 尚子	(帝京大学文学部)
研究分担者	岩本 彰太郎	(三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター)
研究分担者	菊池 紀彦	(三重大学教育学部)
研究分担者	大塚 晃	(上智社会福祉専門学校保育課)
研究分担者	鈴木 敏彦	(和泉短期大学児童福祉学科)
研究分担者	宇野 洋太	(大正大学カウンセリング研究所)
研究協力者	佐藤 泰一	(アスペ・エルデの会)
研究分担者	辻井 正次	(中京大学現代社会学部)
研究分担者	内山 登紀夫	(大正大学心理社会学部)

【研究要旨】

本研究では、セルフプランの現状と課題を整理することを目的に、自治体職員、相談支援専門員、障害福祉サービスを利用している障害児の保護者を対象におこなった面接調査の分析をおこなった。分析の結果、セルフプランの背景に、相談支援事業所や相談支援専門員の不足の問題があること、それに伴って、手続きに時間を要するためにやむを得ずセルフプランを選択している利用者がいることが示唆された。今後は、ハード面の整備に加えて、研修体制のさらなる充実など、ソフト面の整備もおこない、相談支援全体の質の向上を図り、障害児本人とその保護者とが良好な関係を築いていくことが重要である。

A. 問題と目的

障害者総合支援法が施行されて以降、障害福祉サービスを利用する際の手続きや、計画相談を担う相談支援専門員の研修制度等が整備されつつある。障害福祉サービスを利用するにあたっては、相談支援事業所が計画を作成する場合と、利用者やその家族（障害児の場合、保護者）が自ら計画を作成する場合（以下、セルフプラン）とがある。

計画相談の実施状況には現在も地域差があり、セルフプランを作成する利用者の割合が高い地域が存在することが報告されている（忠澤, 2016; 鈴木, 2020）。セルフプランを利用する背景や、セルフプランが抱える課題について整理するこ

とは、相談支援の在り方について見直すにあたって、重要な取り組みと考えられる。

そこで、本稿では、自治体、相談支援専門員、保護者という、相談支援に関わる複数の立場から、セルフプランの現状と課題を分析し、そこから考えられる相談支援の課題について考察を行う。

B. 対象及び方法

1. 対象者

自治体職員 6 名、相談支援専門員 21 名、障害福祉サービスを利用している障害児の保護者 13 名を対象とした。

2. 方法

研究班が作成したヒアリングシートのうち、「セルフプランについてどのように感じるか」という項目への回答を分析した。分析は、KJ法を援用しておこなった。

(倫理的配慮)本研究は、大正大学研究倫理委員会の承認を受けて行われた(20-04号)。実施に際しては、研究参加者に書面と口頭で研究内容について説明し、書面で同意を得た。

C. 結果と考察

分析の結果、「機能的なセルフプラン」、「サービスの質の問題」、「保護者の負担」、「相談支援事業所側の要因」、「相談支援事業所と保護者の関係性要因」の5つのグループが見いだされた。KJ法による分類の結果をFigure1に示した。

セルフプランをおこなっている理由について、「相談支援事業所側の要因」と、「相談支援事業所と保護者の関係性要因」の2つのグループが得られた。「相談支援事業所側の要因」グループには、「相談支援事業所が見つからない」、「相談支援事業所の混雑」、「緊急性がある時のみ活用すべきである」(計画相談の場合時間を要する)などのハード面の問題が含まれた。加えて、「相談員の質が低くて、セルフプランを選択している人が一定数いる」など、ソフト面の問題も挙げられた。「相談支援事業所と保護者の関係性要因」グループには、「相談支援事業所とのかかわりが煩わしい」、「保護者によっては関わってほしくないという人もいる」が含まれた。相談支援事業所側のハード、ソフト面の課題からやむを得ずセルフプランを選んでいる場合があること、事業所側の課題と保護者自身の特徴との相互作用の中で、セルフプランを選択している場合があり、改善が必要であることが

示唆された。

一方で、前提となる条件があるものの、「機能的なセルフプラン」に関するグループが見いだされた。前提となる条件には、「当事者が作成することで本人たちの力が引き出される」、「親がしっかりマネジメントできるなら、一部可能」のように保護者のセルフマネジメント力を挙げている場合と、「サービス内容によっては問題ない場合もある」のように、受けるサービス内容を挙げている場合とがあった。また、保護者からも、「親が自分で情報を集めるのは大切なこと」といった意見が挙がっており、セルフプランにもポジティブな側面があることが推察される。ただし、前提として挙げられている保護者のマネジメント力を誰がどのようにアセスメントするか、サービス内容を誰がどのように確認するかなど。制度面の課題が残る。

また、セルフプランが抱える課題として、「受けられるサービスの質への懸念」と「保護者の負担」の2つのグループが抽出された。障害児支援の計画作成には、幅広い情報や客観的な視点、ニーズの整理が必要であり、保護者にとって大きな負担になり得ること、結果的に、障害児本人が最適なサービスを受けられない可能性が高まることが読み取れる。このことから、事業所側の要因でセルフプランを選択せざるを得ない状況を改善することが急務であると言えるだろう。

D. まとめ

本稿では、自治体、相談支援専門員、保護者という異なる立場からのセルフプランについての考えを分析することで、セルフプランの現状と課題について示した。

調査の結果、セルフプランの背景には、相談支援事業所や相談支援専門員の不足、それに伴って、手続きに時間を要する現状が課題としてあることが

示唆された。ハード面の整備に加えて、研修体制のさらなる充実など、ソフト面も整えることで、相談支援全体の質の向上を図り、障害児本人とその保護者とが良好な関係を築いていくことが肝要であると言えるだろう。

また、分析結果から、保護者の積極的な関与を促すなど、セルフプランにはポジティブな側面もあることが想定されるが、セルフプランをおこなう場合であっても、モニタリングに代わる定期的な計画の見直しの機会を設けたり、情報提供の窓口を設けるなど、いずれかの相談窓口につながるものが可能な制度づくりが重要であろう。

文献

- 鈴木隆（2020）自治体職員が実施する障害者への相談支援に関する研究—神奈川県藤沢市の取り組みから—。日本福祉大学大学院福祉社会開発研究, 15, 101-109.
- 忠澤 智巳（2016）様々な支援 障害者総合支援法による計画相談とセルフプランの実施について。社会事業研究, 55, 45-48.

E. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

F. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

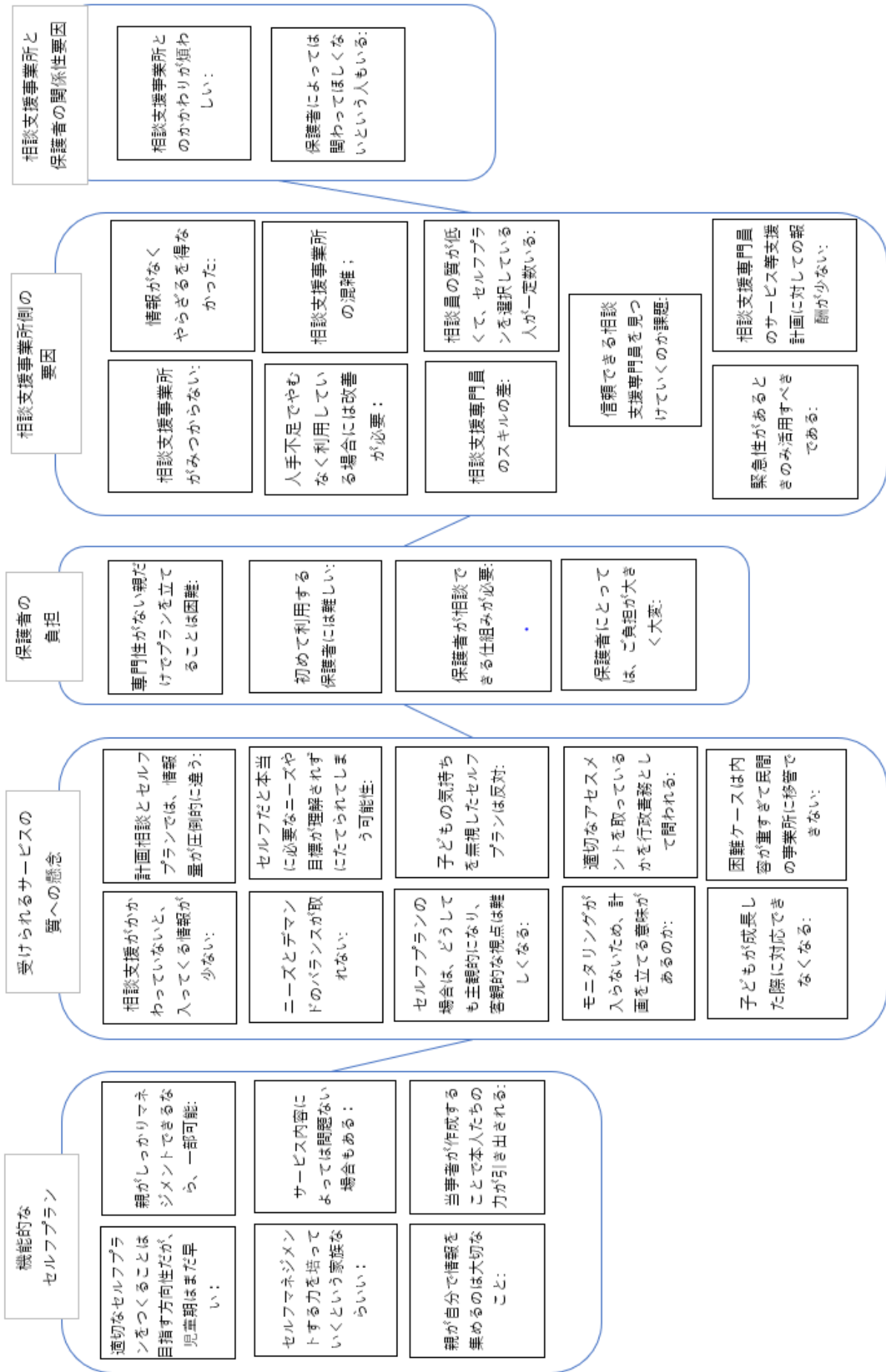


Figure1 KJ法により生成されたグループ